

## 農業集落排水処理施設使用料の改定について

### <その1 農業集落排水事業会計の現況>

## 資 料 目 次

1 農業集落排水の整備状況等について	
(1) 農業集落排水事業の現況について	1
(2) 今後の整備計画について	1
2 農業集落排水事業の経営状況について	
(1) 農業集落排水事業会計決算額の推移	2
(2) 経営の効率化及び経費節減策について	6
(3) 農業集落排水の経営指標について	8
3 現在の使用料体系について	13
用語解説	15

## 1 農業集落排水の整備状況等について

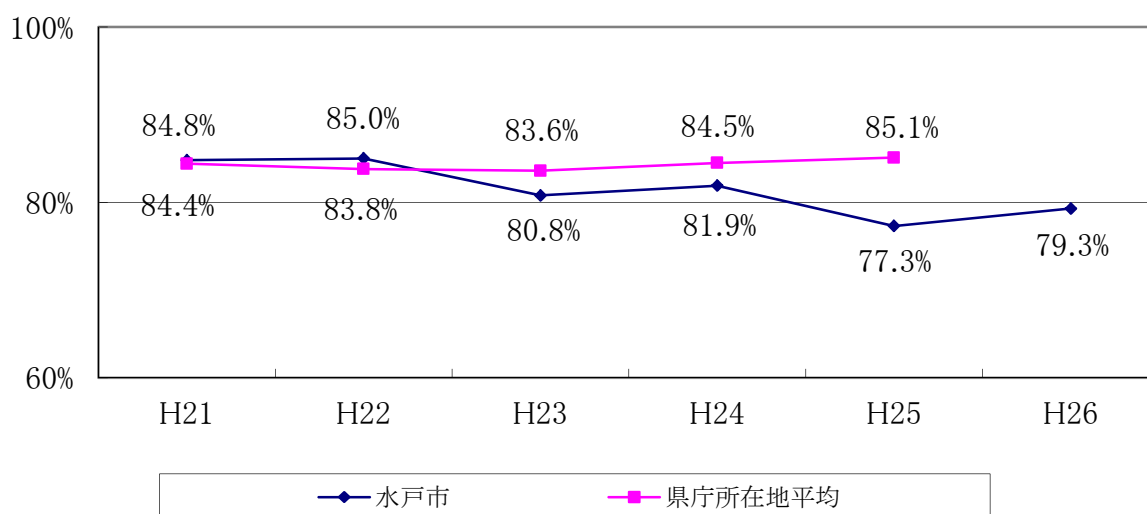
### (1) 農業集落排水事業の現況について

農業集落排水事業は、農業振興地域の農業用水や河川等の公共用水域の水質保全に寄与するため、農村集落におけるし尿・生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備を行うものです。このようなことから農業集落排水は「農村地域の下水道」といわれ、生活環境の改善を図り活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。

本市の農業集落排水事業は、昭和62年から「平須」地区の整備に着手後、「下入野」、「飯富」、「上国井」、「大場森戸」、「加倉井」、「藤井岩根成沢」及び「金谷」地区の整備を完了させ、その後、内原町との合併により「大足」、「宿根古屋」、「筑地赤尾関」地区が加わり平成18年度時点で11地区を供用することとなりました。さらに合併後、平成24年度末に「下大野上大野」、「内原北部」地区の整備を完了させたことで、現在、13地区で供用しています。

平成26年度末における供用済地区の整備済面積は870ha、計画処理人口は18,390人、水洗化人口は8,824人、水洗化率は79.3%に達しています。

表1 水洗化率の推移



※水洗化率は、水洗化人口を処理区域内人口(平成26年度末11,133人)で割って算出しています。

### (2) 今後の整備計画について

農業集落排水処理施設は、平成27年4月1日現在で、計画17地区のうち13地区を供用しています。残る4地区については、経営状況及び事業の有効性を見極めながら、整備計画の見直しを検討しているところです。

また、新規地区の見直しを進める一方で、処理水槽の劣化や機械の故障による維持管理費の急激な増加がみられることから、既存処理施設の長寿命化を図り、宿根古屋、飯富、大場森戸及び上国井地区において、処理施設の機能強化(リニューアル)事業を進めているところです。

## 2 農業集落排水事業の経営状況について

### (1) 農業集落排水事業会計決算額の推移

農業集落排水事業会計の決算額を見ると、歳入面では、平成25年度の使用料改定や新規処理施設の供用開始に伴う使用者の増加により使用料収入が増収となりましたが、建設事業が終了したことにより補助金や市債収入が減少したため、合計では大幅な減収となっています。歳出面では、新規処理施設の建設工事と東日本大震災の復旧工事が重なったことから平成23年度時点で約21億円でしたが、平成26年度には約7億円まで減少しています。一方で、新規処理施設の供用開始や機械設備の更新が原因となり農業集落排水総務費が増加傾向にあります。

歳入歳出の構成では、歳入は一般会計繰入金、歳出は公債費の占める割合が高くなっています。

表2 決算額の推移

(歳入)

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
分担金及び負担金	36,312	51,143	24,040	13,401	10,258
使用料	96,741	99,790	102,759	121,356	132,528
国県支出金	399,708	765,799	430,538	133,370	61,750
繰入金	370,868	615,463	440,713	441,379	448,302
市債	409,900	701,700	260,000	74,700	65,400
その他	28,853	34,331	152,123	102,136	98,106
計	1,342,382	2,268,226	1,410,173	886,342	816,344

(歳出)

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
農業集落排水総務費	184,408	202,604	230,731	243,218	260,945
建設費	801,733	1,298,054	513,316	160,754	68,357
公債費	328,119	341,433	363,404	384,290	396,343
災害復旧費	3,053	292,284	204,251	0	0
計	1,317,313	2,134,375	1,311,702	788,262	725,645

※補償金免除繰上償還に係る歳入歳出（市債及び公債費）を除いています。

### ①農業集落排水処理施設使用料

農業集落排水処理施設使用料は、農業集落排水を使用する対価としてお支払いいただくものであり、農業集落排水事業の基幹的収入です。

本市の農業集落排水処理施設使用料は、基本料金と人員割料金からなる定額制の料金体系を採用しています。

農業集落排水を使用する場合は基本料金が発生し、さらに一般世帯においては世帯人数に応じた人員割料金、事業所等においては面積から計算した換算人数に応じた人員割料金が発生します。

表3は、近年の使用人員及び有収水量の推移を示したものです。

表3 使用人員等の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
使用人員	10,120人	10,149人	10,311人	11,197人	11,493人
年間有収水量	882,656 m <sup>3</sup>	882,556 m <sup>3</sup>	896,534 m <sup>3</sup>	930,207 m <sup>3</sup>	948,912 m <sup>3</sup>

### ②一般会計繰入金

一般会計繰入金は、一般会計から農業集落排水事業会計に拠出された資金の額であり、国の定める基準に基づくもの（基準内繰入金）とそれ以外のもの（基準外繰入金）に分かれます。

この基準は繰出基準と呼ばれ、基準内の部分については一般会計が負担すべきものとされています。

表4 繰出基準と一般会計繰入額（平成26年度）

（単位：千円）

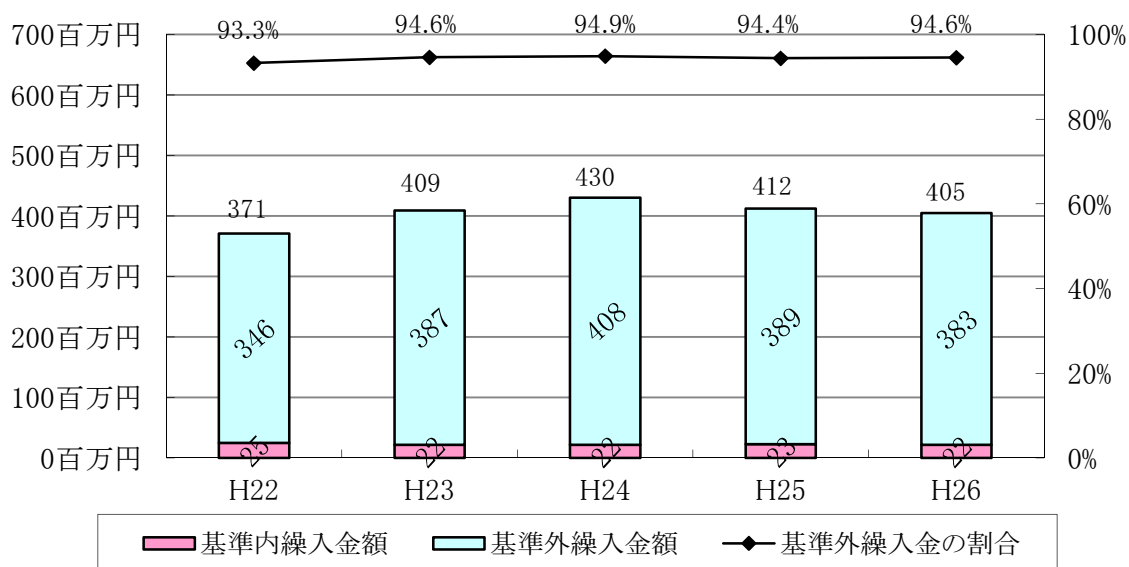
繰出基準	一般会計繰入金	うち基準内繰入金
不明水の処理に関する経費	/	395
臨時財政特例債等の償還金		21,646
計	405,113	22,041

基準内繰入金が繰出基準として定められた特定の経費に充てるために拠出されるのに対し、基準外繰入金は農業集落排水事業会計の収支不足を補填するために拠出されます。

表5は、一般会計繰入金の推移を示したものです。

なお、基準外繰入金の割合が下水道事業会計より多くなっているのは、繰出基準に該当する経費が比較的少ないことによるものです。

表5 一般会計からの繰入状況（災害復旧費を除く）



### ③農業集落排水整備事業費の主な財源と仕組み

農業集落排水事業の整備には、国県支出金、市債及び受益者分担金等を財源として充てています。この事業は、特定地区を集中的に整備し、その事業効果が長期間にわたるため、世代間の負担のバランスを図る必要があることから、多くの市町村が市債を財源としています。

受益者分担金は、農業集落排水事業の実施により著しく利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において事業費の一部を負担していただく制度です（地方自治法第224条）。分担金は各事業年度における事業費に応じて賦課金額が決定されますので、事業費の額の増減に伴い、受益者分担金も増減します。

表6 事業の財源内訳

○補助事業の場合

国 費	市 債	受益者分担金
50%	45%	5%

※このほかに、県より地方債償還のための助成金として、事業の翌年度から5年間2%ずつ、市債の償還に対して交付があります。

○単独事業の場合

市 債
100%

※管路延伸工事の場合、その受益者については、工事費の5%を負担していただきます。

#### ④公債費及び市債残高

公債費とは、これまでに農業集落排水処理施設建設のための財源として発行した市債の元金償還及び利子支払いに要する経費であり、平成26年度決算で約3億9千万円となっています。平成26年度現在において右肩上がりに上昇し続けている理由は、昭和62年の農業集落排水事業の開始以降、継続的に新規建設事業に着手してきたことによるものです。表7のとおり平成30年度にピークを迎える予定であり、それ以降は徐々に減少していく見込みとなっています。

市債残高については、表8のとおり、平成24年度をピークに減少傾向にあり、平成26年度決算では約62億円となっています。

表7 公債費の推移（予測）

（単位：百万円）

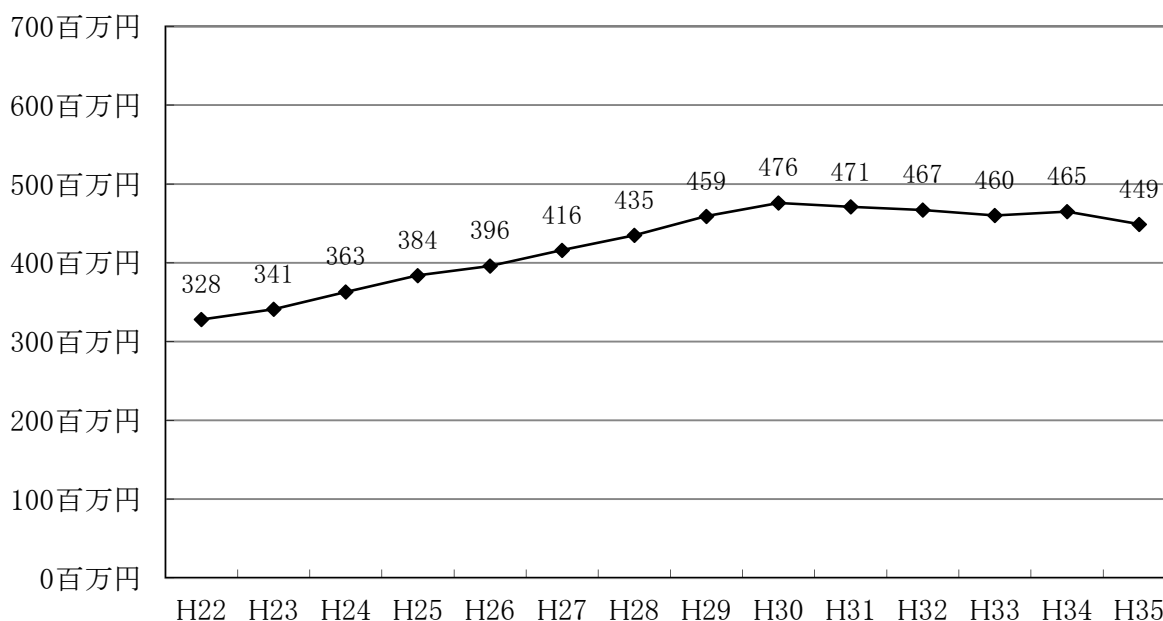
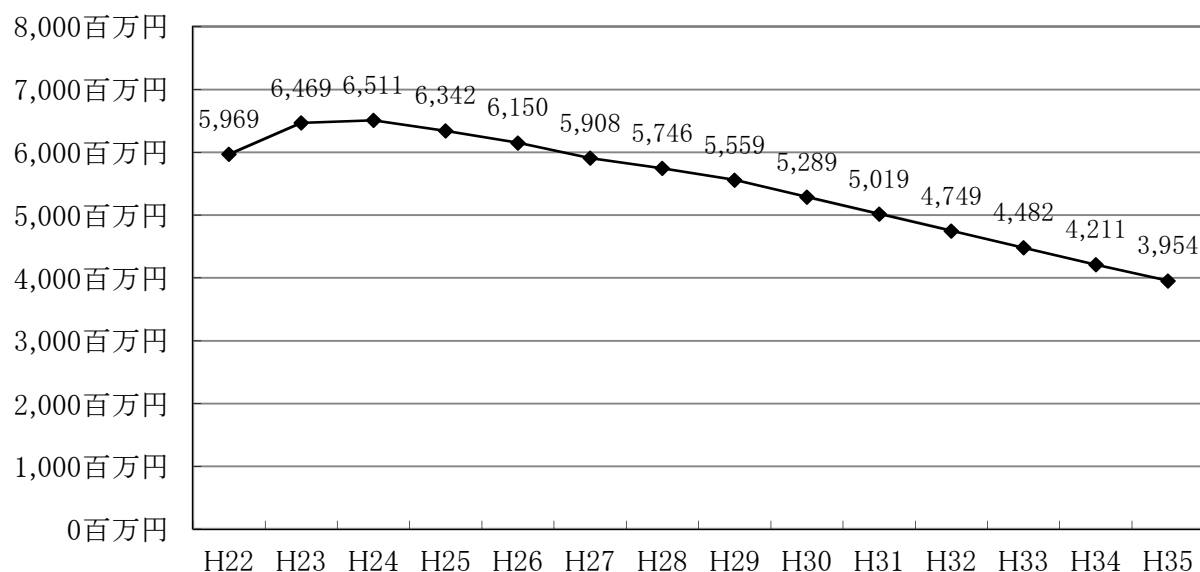


表8 市債残高の推移（予測）

（単位：百万円）



(2) 経営の効率化及び経費節減策について

① コスト縮減方策

コスト縮減方策（実施済） （平成 24～26 年度までの効果 ▲101,012 千円）

工事 関係	1) マンホールの小型化：狭あい道路において、小口径（塩ビ製）マンホールで施工することにより、材料費のコスト縮減を図りました。	357 千円
	2) 湧水対策：湧水地盤での施工において、塩ビ管をリブ管にすることにより、管基礎・埋戻し等の土工費の縮減を図りました。	1,135 千円
	3) 処理場の機能回復：流入水量が処理能力の限界に達していた大足地区において処理能力拡大のための工事を実施する予定であったが、地下水の流入対策を徹底して行うことによって処理場の能力を回復させることに成功し、大規模工事を中止しました。	99,000 千円
維持 管理 関係	1) メンテナンス用品の一括購入：処理施設のメンテナンス用品を一括購入することによりコスト縮減を図りました。	120 千円
	2) 通報装置の無線化：中継ポンプ施設の非常通報装置を無線化し、通信運搬費の軽減を図りました。	400 千円

コスト縮減方策（今後）

工事 関係	1) 不明水対策：マンホールや取付管の接合部について地下水の流入がみられる箇所での修繕を行います。
	2) 埋設工法の見直し：狭あい道路、歩道等において、浅層埋設工法での施工を検討していきます。
維持 管理 関係	1) 搬出汚泥量の削減：下大野上大野地区において、コンポスト施設を稼働して搬出汚泥量の削減を図ります。
	2) 省エネ技術の導入：省エネ機器や運転手法を導入し、電力量の削減を図ります。
	3) 管理保全計画の策定：管理計画を策定し、管理費の年度ごとの平準化を図ります。
	4) 処理施設の統廃合：設備の更新を迎えた処理施設については、処理区域内人口の減少に合わせて統廃合を検討し、維持管理費の圧縮を図ります。



## ② 接続率の向上

平成 25 年度から全部供用開始となった下大野上大野地区及び内原北部地区について、維持管理組合役員と一緒に臨戸訪問を行い、農業集落排水への早期接続を促します。

## ③ 収納率の向上

産業経済部管理職，徴収嘱託員，農業環境整備課職員により特別滞納整理体制を構築し，5，8，11，2月を特別滞納整理月間と定め，収納未済額の縮減に努めます。また，平成 25 年度から郵便局での納付取扱いを開始しましたが，今後はコンビニエンスストアでの納付取扱いを検討していきます。

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収納率	86.2%	86.1%	86.7%	88.5%	90.3%

## ④ 農業集落排水整備手法の見直し

計画地区においては，人口減少社会や厳しい地方財政状況の中，地域の特性や実情を十分に踏まえ，下水道や合併浄化槽など各種事業との経済性比較を行い，地域にとって最適な汚水処理施設の整備手法を検討してまいります。

### (3) 農業集落排水の経営指標について

#### ① 汚水処理原価

汚水処理原価は、1 m<sup>3</sup>の汚水を処理するのにどれくらいの経費が掛かるのかを示すものであり、汚水処理費（※）を年間有収水量で除して算出します。

#### ※ 汚水処理費

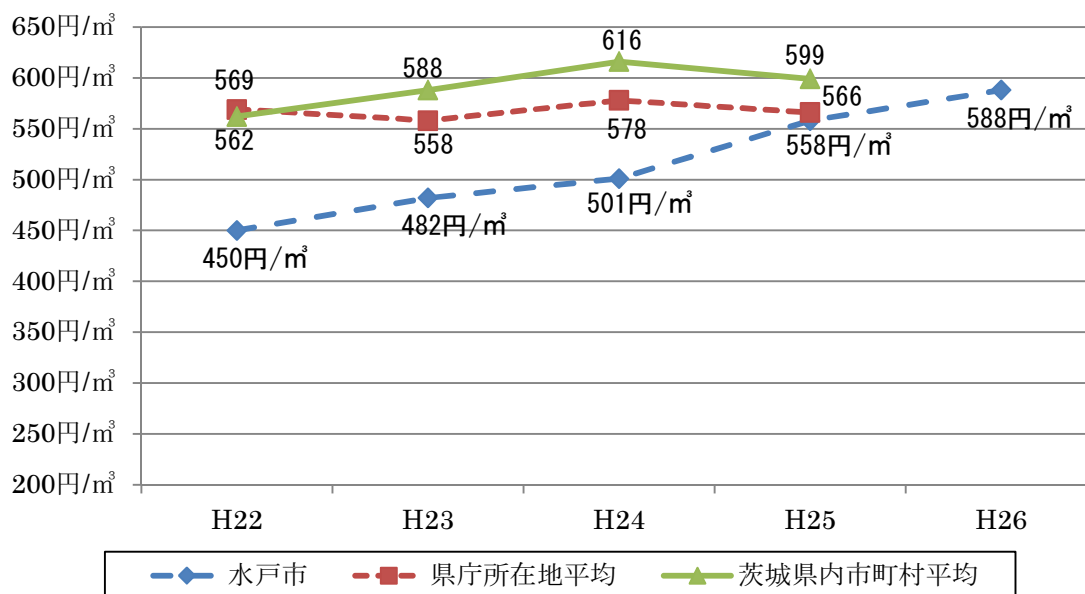
汚水処理費とは、原則として使用料で賄わなければならない経費のことであり、維持管理費、建設費及び公債費の3つに大別されます。

このうち、建設費については、国からの補助金、市債及び受益者分担金で賄いますので、汚水処理費には該当しません。

また、維持管理費及び公債費のうち、繰出基準に該当する経費については、一般会計が負担すべきものなので、汚水処理費には該当しません。

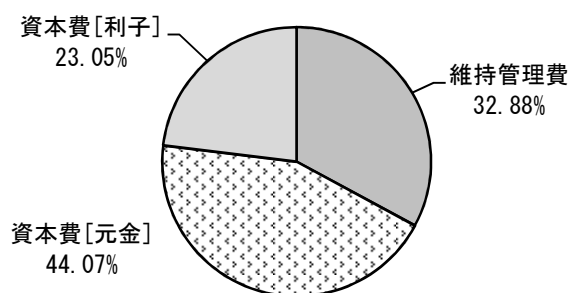
したがって、汚水処理費とは、維持管理費及び公債費のうち、繰出基準に該当しない経費ということになります。

表9 汚水処理原価の推移



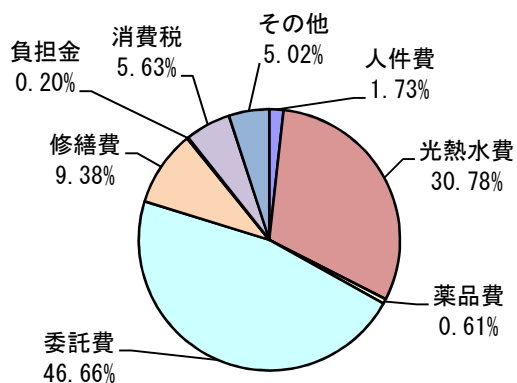
※「県庁所在地平均」は、政令都市を除く32県庁所在地のうち、農業集落排水事業を実施している27県庁所在地の平均です。

表 10 汚水処理原価の内訳（平成 26 年度）



項目	汚水処理費	汚水処理原価	構成比
維持管理費	183,511 千円	193.4 円/m <sup>3</sup>	32.88 %
資本費[元金]	246,004 千円	259.2 円/m <sup>3</sup>	44.07 %
資本費[利子]	128,692 千円	135.6 円/m <sup>3</sup>	23.05 %
合計	558,207 千円	588.3 円/m <sup>3</sup>	100.00 %

表 11 汚水処理原価のうち維持管理費の内訳（平成 26 年度）

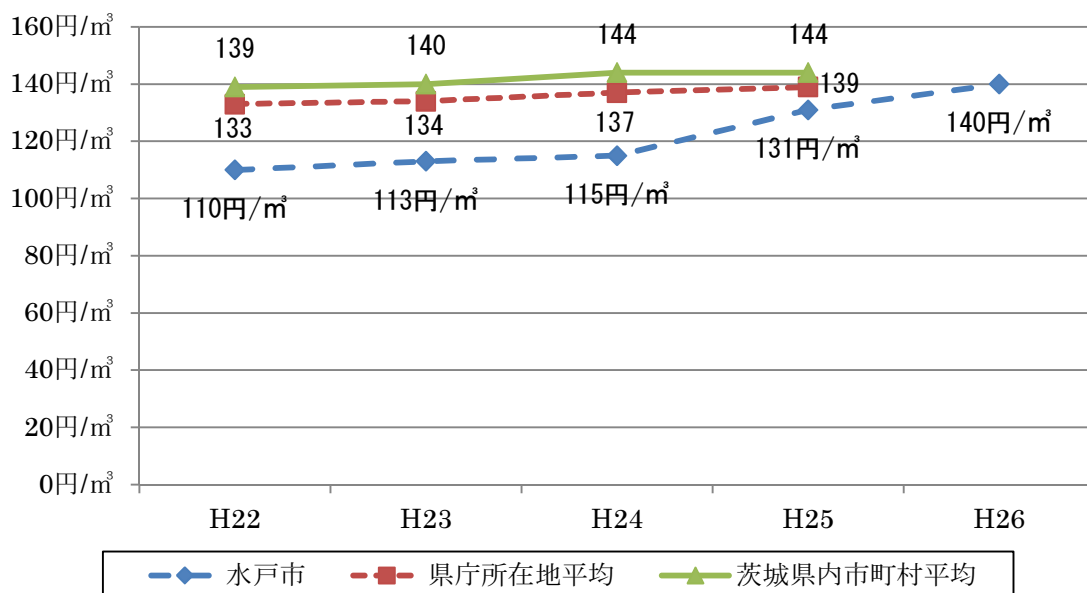


項目	汚水処理費	汚水処理原価	構成比
人件費	3,171 千円	3.3 円/m <sup>3</sup>	1.73 %
光熱水費	56,481 千円	59.5 円/m <sup>3</sup>	30.78 %
薬品費	1,118 千円	1.2 円/m <sup>3</sup>	0.61 %
委託費	85,628 千円	90.2 円/m <sup>3</sup>	46.66 %
修繕費	17,214 千円	18.1 円/m <sup>3</sup>	9.38 %
負担金	359 千円	0.4 円/m <sup>3</sup>	0.20 %
消費税	10,331 千円	10.9 円/m <sup>3</sup>	5.63 %
その他	9,209 千円	9.7 円/m <sup>3</sup>	5.02 %
合計	183,511 千円	193.4 円/m <sup>3</sup>	100.00 %

## ②使用料単価

使用料単価は、1 m<sup>3</sup>の汚水を処理するのにどれくらいの使用料を回収しているかを示すものであり、使用料収入額を年間有収水量で除して算出します。

表 12 使用料単価の推移



## ③一般家庭使用料

農業集落排水処理施設使用料の料金は、設定方法が自治体によって異なるため、金額を単純に比較することができません。

そこで、設定方法の異なる使用料を比較するため、総務省が実施する地方公営企業決算状況調査においては、一般家庭用使用料という指標が用いられています。

この指標は、定額制料金体系を採用する団体は世帯人数3人の場合の1ヵ月当たり使用料金額、従量制料金体系を採用する団体は1ヵ月に20 m<sup>3</sup>の汚水を排除した場合の使用料金額とされています。

一般家庭用使用料の計算例

$$1,850 \text{ [基本使用料]} + (460 \text{ [人員割]} \times 3 \text{ 人}) = 3,230 \text{ 円}$$

表 13 一般家庭使用料の推移

※消費税込金額

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
水戸地区	2,400円			2,700円		
内原地区	3,000円			3,000円		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
水戸地区	2,850				3,150	3,230
内原地区						※消費税率変更

表 14 及び表 15 は、他市町村との比較です。

県庁所在地の中では比較的高い水準にあると言えますが、県内では中位にあり、それほど高い水準にないと言えます。

表 14 政令指定都市を除く県庁所在地の使用料比較（平成 26 年度）（単位：円）

順位	名称	使用料体系	一般家庭 使用料	順位	名称	使用料体系	一般家庭 使用料
1	甲府市	定額制	4,200	16	福島市	定額制	2,862
2	宇都宮市	定額制	4,168	17	盛岡市	定額制	2,718
3	和歌山市	定額制	4,082	18	山口市	定額制・従量制	2,700
4	大分市	定額制・従量制	3,859	19	金沢市	定額制・従量制	2,602
5	長野市	従量制	3,470	20	高松市	定額制	2,570
6	大津市	定額制	3,450	21	高知市	従量制	2,548
7	松山市	従量制	3,320	22	山形市	定額制	2,505
8	長崎市	従量制	3,240	23	鳥取市	従量制	2,388
9	水戸市	定額制	3,230	24	宮崎市	従量制	2,386
10	津市	定額制	3,132	25	奈良市	従量制	2,160
11	佐賀市	定額制・従量制	3,110	26	福井市	定額制・従量制	2,138
12	秋田市	従量制	3,056	27	前橋市	従量制	2,116
13	青森市	定額制・従量制	3,052				
14	松江市	従量制	3,024				
14	富山市	定額制・従量制	3,024	平均			3,004
備考 定額制団体数 10, 従量制団体数 10, 定額制・従量制団体数 7							

※複数の使用料体系が併存している市町村の金額は、最も有収水量の多い使用料体系での金額を記載しています。

表 15 県内市町村の使用料比較（平成 26 年度）（単位：円）

順位	名称	使用料体系	一般家庭 使用料	順位	名称	使用料体系	一般家庭 使用料
1	桜川市	定額制	4,860	15	城里町	定額制・従量制	3,240
2	結城市	定額制	4,600	18	水戸市	定額制	3,230
3	美浦村	定額制・従量制	4,268	19	古河市	定額制・従量制	3,132
4	土浦市	定額制	4,050	20	潮来市	従量制	3,110
4	阿見町	定額制	4,050	21	那珂市	定額制・従量制	3,024
6	五霞町	定額制	3,942	21	常陸大宮市	従量制	3,024
7	筑西市	定額制	3,938	21	稲敷市	従量制	3,024
8	鉾田市	定額制	3,898	21	小美玉市	従量制	3,024
9	石岡市	定額制・従量制	3,888	21	笠間市	定額制・従量制	3,024
10	境町	定額制	3,780	26	龍ヶ崎市	従量制	2,887
11	常陸太田市	従量制	3,672	27	鹿嶋市	従量制	2,700
12	坂東市	定額制	3,600	27	つくばみらい市	従量制	2,700
13	八千代町	定額制	3,456	29	かすみがうら市	定額制・従量制	2,480
14	ひたちなか市	定額制	3,260	30	守谷市	従量制	2,204
15	常総市	従量制	3,240	31	行方市	定額制・従量制	1,998
15	茨城町	定額制	3,240	平均			3,372
備考 定額制団体数 13, 従量制団体数 10, 定額制・従量制団体数 8							

#### ④受益者負担率

受益者負担率は、一般に経費回収率と言われる指標であり、汚水処理費に対する下水道使用料収入の割合を示します。

表 16 本市の受益者負担率の状況

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受益者負担率	24.4%	23.5%	22.9%	23.4%	23.7%

表 17 及び表 18 は、他市町村との比較です。

受益者負担率は、県庁所在地及び県内市町村のどちらにおいても、おおむね中位となっています。

表 17 政令指定都市を除く県庁所在地の受益者負担率比較（平成 25 年度）

順位	名称	受益者負担率	順位	名称	受益者負担率
1	松山市	75.0%	16	高知市	23.3%
2	大津市	55.9%	17	鳥取市	23.2%
3	松江市	40.5%	18	福島市	22.2%
4	前橋市	36.4%	19	高松市	21.2%
5	青森市	36.3%	20	甲府市	21.2%
6	富山市	34.4%	21	長野市	20.2%
7	山口市	32.7%	22	山形市	20.1%
8	秋田市	32.6%	23	和歌山市	16.6%
9	宮崎市	30.7%	24	佐賀市	16.3%
10	津市	27.5%	25	盛岡市	15.1%
11	福井市	27.3%	26	金沢市	14.4%
12	長崎市	27.1%	27	奈良市	12.0%
13	宇都宮市	25.9%			
14	大分市	25.4%			
15	水戸市	23.4%		平均	28.0%

※総務省 地方公営企業決算状況調査結果（平成 25 年度版）

表 18 県内市町村の受益者負担率比較（平成 25 年度）

順位	名称	受益者負担率	順位	名称	受益者負担率
1	美浦村	53.9%	17	常陸大宮市	23.8%
2	土浦市	51.8%	18	水戸市	23.4%
3	筑西市	45.6%	18	茨城町	23.4%
4	八千代町	41.0%	18	坂東市	23.4%
5	五霞町	37.7%	21	鹿嶋市	23.1%
6	結城市	36.8%	22	つくばみらい市	21.6%
7	桜川市	36.7%	23	ひたちなか市	19.7%
8	常総市	36.1%	24	城里町	18.1%
9	古河市	35.5%	25	石岡市	17.8%
10	常陸太田市	31.8%	26	小美玉市	16.7%
10	潮来市	31.8%	27	阿見町	16.5%
12	笠間市	30.2%	28	行方市	15.3%
13	那珂市	29.8%	29	守谷市	14.4%
14	境町	29.3%	30	鉾田市	11.0%
14	稲敷市	29.3%	31	龍ヶ崎市	10.2%
16	かすみがうら市	26.1%		平均	27.8%

### 3 現在の使用料体系について

使用料制度には大別すると従量制と定額制があり、現在、本市の料金体系は定額制を採用しています。定額制を採用してきた主な理由としては、平成3年の供用開始当時、類似都市では定額制が多数であったこと、また、受益者の多数を占める農家は、育苗や野菜洗浄に使用した水道水や井戸水を農業集落排水に流していなかったことがあげられます。

表 19 現行使用料

区分	使用料（月額）		適用範囲
	基本料金	人員割料金	
一般用	1世帯につき 1,850円	世帯員1人につき 460円	一般世帯
一般営業用	1世帯につき 3,080円	世帯員数に営業に係る換算処理 人員を加えた人員1人につき 410円	一般用と業務用と に区分し難い世帯
業務用	1事業所につき 3,080円	換算処理人員1人につき 410円	事業所、事務所、集 会施設等
公共用	1施設につき 3,080円	換算処理人員1人につき 410円	幼稚園、学校、公民 館等

- 備考： 1 世帯員及び換算処理人員の認定基準日は、4月1日とする。
- 2 「換算処理人員」とは、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（昭和44年建設省告示第3184号）に基づき算定した処理対象人員（1人未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。）をいう。

表 20 改定履歴

(円/月額)

	区分	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 21 年度		
		基本料金	人員割料金	料金	基本料金	人員割料金	料金	基本料金	人員割料金	料金
		水戸地区	一般用	1,500	300	2,400	1,500	400	2,700	1,500
一般営業用	3,000		200	5,400	3,000	300	6,600	3,000	400	7,800
業務用	3,000		200	5,400	3,000	300	6,600	3,000	400	7,800
公共用	3,000		200	6,200	3,000	300	7,800	3,000	400	9,400
内原地区	一般用	1,500	500	3,000	1,500	500	3,000	1,500	450	2,850
	一般営業用	1,500	150	3,300	1,500	150	3,300	2,000	300	5,600
	業務用	1,500	150	3,300	1,500	150	3,300	2,000	300	5,600
	公共用	1,500	20	1,820	1,500	20	1,820	3,000	400	9,400

	区分	平成 25 年度			平成 26 年度		
		基本料金	人員割料金	料金	基本料金	人員割料金	料金
		水戸地区	一般用	1,800	450	3,150	1,850
一般営業用	3,000		400	7,800	3,080	410	8,000
業務用	3,000		400	7,800	3,080	410	8,000
公共用	3,000		400	9,400	3,080	410	9,640
内原地区	一般用	平成 25 年度から 水戸地区と統一					
	一般営業用						
	業務用						
	公共用						

※料金は一般用 3 人，一般営業用・業務用 12 人，公共用 16 人で算定

※平成 26 年度の改定は消費税率の変更（5%から 8%に変更）にともなう改定



## 用語解説

あ～お

### 【維持管理費】

維持管理費は、管路施設・ポンプ施設・処理施設などの管理やそれに伴う薬品費、光熱水費・修繕料・通信費等です。

処理施設及びポンプ場は汚水処理のために24時間稼働しており、電気料だけで年間約5千6百万円（維持管理費の約30%）もの費用が掛かります。

### 【汚水処理原価と使用料単価】

汚水処理費用は、維持管理費と資本費（市債の元利償還金）に分けられます。この維持管理費と資本費の合計を有収水量で除することにより、1立法メートル当たりの汚水処理原価が算出されます。

また、使用料単価は、使用料収入を有収水量で除することにより算出されます。

$$\text{汚水処理原価 (円/m}^3\text{)} = (\text{維持管理費} + \text{資本費}) / \text{有収水量}$$

$$\text{使用料単価 (円/m}^3\text{)} = \text{使用料収入} / \text{有収水量}$$

か～こ

### 【基金積立金】

基金積立金は、茨城県から交付される補助金を地方債の元金償還及びその利子の支払いのために基金（減債基金）として積み立てているものです。

県補助金については、平成18年度までは建設事業費に対する15%の補助金でしたが、平成19年度から市債の償還に対する補助金（推進交付金）に変更されました。推進交付金は、事業年度の翌年度から5年間にわたり2%ずつ（合計10%）交付されています。

### 【繰出基準】

地方公営企業の事業運営は独立採算が原則ですが、使用料収入等で賄うことが適当でない雨水処理のための費用等は一般会計で負担すべきとされています。

一般会計が負担すべき費用は総務省通知により基準が示され、この基準による一般会計繰出金を「基準内繰出」といい、基準内繰出を超える部分を「基準外繰出」と呼んでいます。なお、繰出金を受け取る側の視点では、それぞれ「繰出」を「繰入」に読み替えることとなります。

### 【計画人口】

農業集落排水整備計画に基づく当該事業の計画人口

### 【現在処理区域内人口】

供用開始された処理区域における住民基本台帳の人口

### 【公債費】

農業集落排水の整備事業は、国庫補助金、県推進交付金、受益者分担金（負担金）・市債及び一般財源で賄われています。国の補助による事業（国補事業）の財源は、事業費の45%が市債、50%が国庫補助金、5%が受益者分担金となっており、水戸市が単独で行う事業（単独事業）の財源は、事業費の100%が市債（受益者負担金対象工事を除く）となっています。

借入先は、地方公共団体金融機構、財政融資資金及び民間金融機関であり、通常、5年据え置き25年返済の条件で借り入れています。

さ～そ

### 【資本費】

農業集落排水施設の建設事業は、短期間に集中的な投資を要しますが、その事業効果は長期的なものになります。よって、その財源には返済期間が長期にわたる市債を充てることで、世代間負担の平衡を図っています。

この市債の元利償還金が「資本費」であり、予算上「公債費」として当該年度分を返済しています。

### 【受益者負担率】

下水道事業の経営状況を見る代表的な指標で、汚水処理に要する経費と使用料収入の比率です。

$$\text{受益者負担率（％）} = \text{使用料収入} / (\text{維持管理費} + \text{資本費})$$

平成25年度の27県都農業集落排水事業会計の平均受益者負担率は、28.0%です。

### 【水洗化人口】

水洗化人口とは、農業集落排水施設への接続が完了した人口のことであり、平成26年度末の農業集落排水整備済地区の水洗化人口は8,824人となっています。

### 【水洗化率】

水洗化率とは、農業集落排水の処理区域内人口（平成26年度末11,133人）に対する水洗化人口の割合であり、平成26年度末時点で79.3%となっています。

### 【整備率】

整備率とは、農業集落排水施設の全地区計画人口に対する整備済地区計画人口の割合であり、平成26年度末時点で65.6%となっています。

た～と

### 【地方自治法第224条抜粋】

（分担金）

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

は～ほ

**【不明水】**

農業集落排水では、処理施設の計画処理水量を超えて流入している水量部分を不明水としており、実際の処理汚水量から計画処理汚水量を差し引くことで算出されます。

その発生要因としては、農業集落排水管のクラックや接合部からの地下水の侵入、降雨による雨水の侵入等があります。

**【分流式下水道等に要する経費】**

平成 18 年度から新たに加えられた繰出基準の一つです。公共用水域（河川等）の水質保全への効果が高く、合流式下水道（雨水と汚水の混合管）の経費より、分流式下水道（雨水と汚水が別管）の経費が多くかかるため、その公的便益や資本費格差を鑑みて追加されました。

や～

**【有収水量】**

有収水量とは使用料対象となった水量であり、処理施設で処理された汚水の総量から不明水の水量を差し引くことで算出されます。